

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年3月3日（火）午後3時から午後5時6分
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 大 善 文 男（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 室 橋 雅 仁（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 築 雅 子（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 清 瀬 伸 悟（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 山 名 秀 美（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 高 野 傑（第二東京弁護士会所属）
弁護士 山 内 雅 哉（東京弁護士会所属）
弁護士 神 林 美 樹（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、時間が参りました。ただいまから裁判員経験者との意見交換会を開催いたします。裁判員経験者の皆様、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

最初に、私は今回司会を担当いたします東京地方裁判所刑事11部の裁判官の大善と申します。どうぞよろしくお願いいたします。刑事11部で裁判長をやっています、平成21年5月から裁判員制度が実施されたんですが、平成22年4月から東京地裁刑事11部に参りまして刑事事件を担当して、間もなく5年になります。裁判員裁判も多数担当させていただいております。今回の意見交換会の趣旨ということで少し御説明させていただきますと、今年の5月で裁判員制度が始まりまして間もなく6年が経過します。裁判員の

方々の熱意に支えられて概ね順調に円滑に裁判がなされていると思います。また、裁判員裁判に携わる法曹三者は、絶えずよりよい裁判員制度の実現に向けてその運用について考え、いろいろと工夫しているところです。ここ5年間、私は裁判員裁判を担当してきましたが、その間にも議論は進み、審理のあり方等についても大きな変化が見られます。今後とも円滑な裁判員制度の運営、審理のあり方について取り組んでいかなければならないと思いますが、裁判員制度のよりよい運用の検討のためには裁判員経験者の皆様方の御意見、声というのが大変貴重になります。本日は本当にぜひとも率直な忌憚のない御意見を伺いたいと思います。

それでは、本日参加している検察官、どうぞ一言、何かありますか。

築検察官

検察官の築と申します。私のほうも裁判員裁判制度が始まってから裁判員裁判のほうは多数経験させていただいております。裁判員の方々の率直な意見が非常に私どもの参考になりますので、どうぞ本日はよろしく願いいたします。

司会者

では、弁護士の方、お願いします。

高野弁護士

弁護士の高野と申します。私も裁判員裁判は何件か経験していますけれども、弁護士会では研修などで尋問等の研修も行っているんですけども、その内容についてもここで御意見をいただいたことが参考になると思いますので、厳しい意見でも構いませんので、どうかよろしく願いいたします。

司会者

さて、本日は多くの裁判員経験者の中から、平成26年1月以降に終局した否認事件で、裁判員として評議を含めて判決までの間、その職務従事期間が5日以上だった事件を担当した方々にお集まりいただいております。そし

て、本日のテーマですが、裁判員裁判の審理の分かりやすさ、これは否認事件を中心としてということになりますが、裁判員裁判の審理の分かりやすさを取り上げたいと思います。更に具体的に言いますと、証人尋問、被告人質問の分かりやすさについて、続いて冒頭陳述の分かりやすさ等について、3番として論告、弁論の分かりやすさについて、4番として裁判官の説明についてという形で考えておりますが、本日は主として証人尋問、被告人質問の分かりやすさ、ここをメインのテーマにして多くの時間を取りたいと思っております。続いて2番、3番というテーマをやって、時間があれば4番まで入りたいという形で予定させていただきたいと思っております。

それでは早速、裁判員経験者の方々のいろいろな御意見を伺っていきたいと思っております。最初にお一人お一人全般的な審理等についての感想等についてお聞きしたいと思います。まず私のほうで、1番の方から順番に担当された事件の概要、争点がどういうところにあったかというあたりについて紹介させていただいて、その上で裁判員経験者の方々から全体的な感想等についてお聞きしたいと思います。

1番の方は強盗致傷事件で、職務従事期間が10日間ということで比較的長い事件とお聞きしています。被告人は、振り込み詐欺に関与して大金を持っているという噂があった被害者Aから金品を強奪しようと考えて、共犯者らと共謀の上、被害者A、そして居合わせた被害者B、被害者2人に対し、殴る、蹴る、結束バンドで縛るなどして両名から金品を強奪して傷害を負わせたという強盗致傷事件です。被告人が現場に居合わせたことは争いがなくて、争点は、被告人に共犯者らと強盗する意思があったかどうか、そして被告人は強盗致傷罪の正犯としての責任を負うかで、弁護人は傷害罪、あるいは強盗致傷が成立するとしても正犯ではなくて幫助だという主張をしています。被害者の方2名、共犯者ら3名、そして被告人質問を行ったということでよろしいでしょうか。

1 番

はい。

司会者

では、審理全体を通しての感想、印象といったところの御意見を伺いたいと思います。

1 番

裁判員裁判が取り扱う事件というのは比較的重い事件と聞いておりましたので、今お話がありましたように、実質的には10日間の日程で審理させていただきました。加害者が複数名、それから被害者が2名ということで、その中の方達の間人間関係が非常に複雑で、いまだ服役されている方が多かったものですから、証人尋問ですとか評議に非常に多くの時間が取られたかと思っております。初めは裁判員裁判ということで緊張して、なかなか意見もまとまらなかったんですけども、裁判官の皆さんが非常にリラックスできるような雰囲気を作っていたとか、それからよくテレビドラマで見るんですけれども、それとは違いまして、非常に分かりやすい資料をいろいろお作りいただいて御用意いただいたということで、裁判員に配慮された運営だったのではないかなと思っております。私もずっと仕事をしておりまして、いつも偏見とか先入観が入らないように客観的に見て仕事をするようにしてまいりましたけれども、今回も事件に関心を持って公平に取り組みたいなどと思って参加させていただきました。まさかこういう倍率の高い裁判員裁判の裁判員になるというのは自分自身も思っていませんでしたけれども、とてもよい経験になったと思っております。

司会者

続いて2番の方に参加していただいた事件について私のほうでまず説明いたします。6番の方も同じ事件ですので、2番の方、続いて6番の方とお聞きしたいと思います。傷害致死事件で、職務従事期間は7日間と聞いており

ます。被告人は実家で暮らしてはいるわけではないですけど、実家において実母や姉と暮らす実兄である被害者に対し、実家に赴いて被害者に対して頭を殴ったり、包丁で体を多数回突き刺したりして、出血性ショックによって被害者を死亡させたという傷害致死事件です。争点は正当な防衛行為であると認められるか、正当防衛状況があったかどうか、被告人は自分やお母さん、お姉さんの生命身体を守るために行ったかどうかというところで、弁護人は正当防衛を主張している事件です。証人は8人いて、鑑定医の方とか医師の方の証人尋問も行われています。それでは、2番の方、6番の方から順番に全体的な審理等についての感想を伺いたいと思います。

2番

最初選ばれたときは、人が亡くなっている事件でもあったので、こんな私みたいな素人が意見を言っているものかどうかということですのですごく緊張して、考えたこともちょっと口から出てこなかったりなど、すごく自分が選ばれたことに申しわけなかったということが大きかったんです。でも、裁判官の方からすごくリラックスさせていただいたのと、非常に積極的に意見を言う裁判員の方が多かったので、途中から少し言ってみようかなという気持ちで少し意見を言わせていただきました。最終的にはもうちょっと何か言うことがあったかなんていう心残りもあったような、そういった7日間でした。でもすごくいい勉強になったと思っています。

司会者

続いて、同じ事件ですが、6番の方をお願いします。

6番

選ばれたときにはすごく不安な気持ちがほとんどで、専門知識もない私が意見を述べるのも、どこまで意見を述べたらいいのかが少し分からないところもありましたが、まずそのリラックスさせる雰囲気を作ってくださったのが裁判長と裁判官の方々に、すごく分かりやすく説明をしてくださったので、

素人の私でも自分のバックグラウンドで生きてきた中で考えてきたことを普通に述べていいんだということがすごく分かったので、安心して評議などに参加することができました。また、私の参加した裁判員の方々はすごくチームワークがよくて、すごく居心地のいいチームだったので、すごく意見も活発に出て、リラックスした中で自分の意見もきちんと言えたので、すごい貴重な体験ができたと思います。

司会者

それでは続いて3番の方、まず最初に私のほうで事件の概要を御説明させていただきますと思います。外国人の被告人ですが、主として営利目的の覚せい剤輸入と営利目的の覚せい剤所持で、氏名不詳者らと共謀の上、事情を知らない日本人夫婦に覚せい剤を隠し入れた袋を航空機の手荷物として航空機に積み込ませ、輸入したことが1つ。これが覚せい剤の輸入です。それと共犯者と共謀の上、営利の目的でアパート居室に覚せい剤を所持、そして同じく輸入しようとした覚せい剤のダミーを所持したという、覚せい剤輸入、営利目的所持ということです。被告人は覚せい剤輸入、所持とも故意、共謀、営利目的を争っていて、覚せい剤輸入には関与していない、覚せい剤所持については、覚せい剤があったこと自体は覚せい剤とは全く知らずに扱っていたという主張をしているという事案です。証人は5名、うち共犯者1名で、被告人質問もかなり長い時間やっている事件と伺っております。かなり難しい事件だったようにお聞きしていますが、全般的な審理についての感想等をお願いします。

3番

今、司会の方がおっしゃられたように複雑な事件でしたので、まず裁判の全貌を把握するのに二、三日かかったという感じです。最初のうちは何を目的にして証人に質問してるのかというところがなかなか分かりにくかったです。ただ、よかった点として、被告人が外国人だったので、一回一回通訳が

入るんですね。その間に証人の意見なり何なりを書きとめる時間が取れたということがありました。もしあれがなかったら、かなり言っている内容を記憶するのに、とても記憶はできなかつたろうなという気はしています。特に私は人の話を聞いたことを記憶にとどめるのが苦手なものですから、書いた資料がないと難しいという気がしました。ですので、なかなか裁判に出てる時間だけでは足りなくて、もっと予習復習の時間というんですかね。資料に基づいて自分なりに情報を整理する時間を裁判後に何時間かでも欲しかったなという気がしています。資料も弁護士や検察官から渡されたまとめの資料しか渡されませんので、もう少し証拠の詳細が分かるような資料も自由に閲覧できる環境であればよかつたなという感じがしました。

司会者

最初はなかなか全体の全貌が把握できずに、何のために証人尋問をしているかというのは必ずしも最初の頃は分からなかつたというあたりは後で詳しくお聞きしていきたいと思います。それでは続いて4番の方に移らせていただきたいと思います。4番の方の事件の概要を紹介させていただきますと、4番の方の事件は殺人事件で、職務従事期間が6日間、被告人と被害者に金銭関係のトラブルがあつて、被告人は被害者の胸を包丁で突き刺すなどの行為によって被害者を殺害したという事件です。争点としては、行為態様と、確定的殺意の有無、これらが争点だつたと伺っております。証人として、目撃者、解剖医等の証人尋問を行ったと伺っております。

4番

私が担当しました事件においては、現場を目撃しました証人2名の証言、それと被告人の供述、この3人の話の内容が若干それぞれ異なつておりました。現場に残された証拠から審理をすることがメインとなりました。途中、解剖医の話等もありましたが、非常に医学用語が多かつたりして、裁判官からもうちよつと分かりやすくという話を途中で何度か入れていただき、その

後、改めて証拠となるようなものをコピーしていただいて審理で使ったり、裁判員が事件の内容を把握したり正しく判断できるように分かりやすく工夫をしていただいて、最後まで審理を進めることができたと思っております。

司会者

その分かりやすい資料というのはどなたが準備したんですか。

4 番

公判中に資料として提示されたものをもう一度見たいという、証拠として挙げられてますので、それをすぐに裁判所職員がコピーして持ってきてくれたり、あとは凶器となるようなものも実際に審理の場所に持ってきていただいて見ることができました。

司会者

分かりました。それでは続いて5 番の方に移らせていただきます。覚せい剤取締法違反、関税法違反ということで、これも覚せい剤の輸入という事件です。従事期間は6 日間で、氏名不詳者らと共謀の上、覚せい剤を隠し入れたキャリーケース1 個を携帯して、東京国際空港に降り立って覚せい剤を輸入したという事件で、覚せい剤の故意、共謀、営利目的が争点になっています。証人4 名を尋問してると伺っております。

5 番

余り自分に接点がないような世界だと思っていたんですけれど、この裁判員を経験したことによって、ニュースの見方とかそういったものもちょっと何か自分の中で見方が変わるようになりました。評議中なども、裁判長、裁判官の方々が法廷と評議室を行き来する小まめな時間の中でもかみ砕いて話してくださったりというのもすごく分かりやすかったですし、一人一人意見を言わせていただいたのも、ちょっと自分の中で話しやすくなったきっかけでもありました。検察官からの質問のときに、何か最初の冒頭陳述に書いてあるようなこと以外にも、何か全然知らなかった情報がどんどん出てきたり

とかして、もっとほかに知らない情報というか、もっと引き出したい何かがあるんだろうなと、何かまた別のことが絡んでいるんだろうなという深いものを感じました。でも、全体的に弁護士も検察官も分かりやすく説明をしてくださったと思っています。

司会者

分かりやすさという点で、また更にこの議論の中で伺いたいと思います。それでは続いて7番の方に移らせていただきたいと思います。7番の方に参加していただいた事件は殺人事件で、職務従事期間は5日と伺ってます。被告人は交際相手の被害者女性に対して、資金援助を続けてきたところ、経済的に行き詰まって、被害者の女性の気持ちをつなぎとめようと遺産が入る旨うそをついていたが、そのうそが露見する状況に追い込まれて、被害者を絞めて殺したという殺人事件です。被害者が被告人に対して殺害囑託があったかどうかという点が争点になっているということで、証人3名を聞いてるといふ事件だと伺っております。それでは、全般的な意見、感想をお願いします。

7番

選任手続のときに担当するのは殺人事件ですと言われたときに、メンバーの方達がちょっと気持ちが引いたなという気持ちがあったので、うろたえた感じがすごくしたので、私も実際殺人事件はちょっと困ったなと思っていたんです。というのは、最近裁判員に参加してメンタルな面でダメージを受けたというニュースを見聞きしておりましたので、ちょっとこれは困ったことだと思ったんですが、実際関わって写真を拝見したりしても、余りグロテスク、血が流れたりとかそういう事件ではなかったので、たまたま安心できたということもありました。証人の人数もほかの方に比べると今伺うとかなり少なく、必要な人達だけだったと思うんですけれど、実際の裁判に関わって被告人を見たりしたときに、普通の人なんだ、こんな静かそうな人なんだ

というのが正直な感想でした。証人の方々も、この裁判によって人生がどんなふうに変ったかということを書いていらしたので、人が1人亡くなるということは本当に大きな動きがあることなんだと身につまされて感じました。たまたま、被告人が経営していたお店の近くにいたこともあったので、証人尋問とかでありありと想像ができて、意見も言いやすかったと思います。私達裁判員、皆さん活発な意見が交換されて、裁判官もそれにうまくかみ合っていて、本当に充実した時間を過ごせたなと思います。また機会があったらこういうことには関わっても大丈夫だなと自信を持たせていただいたような気持ちであります。

司会者

それでは続いて8番の方お願いしたいと思います。8番の方の事件は強盗傷人と窃盗事件で、職務従事期間は5日と伺っています。被告人が路上で通行人に対して後方から足を引っ張って転倒させ、顔面を踏みつけるなどの暴行を加えて財布を奪ってけがをさせたという強盗傷人、そして翌日、駅利用者から財布をひったくったという窃盗事件です。争点は、暴行の態様と責任能力ということで、証人として捜査段階の鑑定人から証人尋問を実施している事件だと伺っています。

8番

今回裁判員に選ばれたときに、ちょうど仕事が忙しい時期ですごく不安になって、すごく先入観があって、裁判に関わると、その時間ずっと拘束されて外部と遮断されるという、そんな想像があったので、どうしようどうしようと思ったんです。実際関わってみて、朝から夕方まで裁判所でお務めをさせていただきましたが、それ以外の時間は基本的にフリーですし、裁判官も気を使っていただいて、ちょっと外部と連絡を取りたいときなんかは休憩を取っていただいたりというお気遣いをいただきました。そういう意味では仕事をやりながらできるんだなと思いましたし、先入観だけだったんだなとい

うところが少し驚いたところでありました。今回の事件の内容は、強盗傷人というところで、被告人も罪を認めていまして、そんなに難しいものじゃないんだなと思って挑んだんですけれども、その被告人が精神がちょっと不安定な方で、被告人質問がなかなか進まなくて、1時間続けて話をすることができないような状況で、何度も中断してという中で、聞きたいことが全然聞けなくて、なかなか円滑に進まない中でいろんな情報が出てくるので、それがなかなか整理できないというところが非常に難しかったです。メモ用紙をいただきましてメモを取りながら進めたんですけれども、なかなか初めてのことなので、どういう内容をメモに取ったらいいのかというのがちょっといまいちよく分からなくて、客観的な事実だったり何かその感想だったり、いろんな情報がすごく飛び交ってる中で、とにかく全部メモを取ると全然わけが分からないしというところで、そういうメモの取り方というのはすごく苦労したなというのが最初の思いでした。裁判の折り返し3日目ぐらいになりましたら、裁判員のメンバーの方ともコミュニケーションが取れるようになってきて、お互いにここってこうですよ、ああですよというので認識を合わせられるようになって、その後は評議については個人的には比較的スムーズに進んだのかなとは思いました。裁判が終わってみて振り返って、弁護士、検察官、裁判官から、非常に気を使っていただいて丁寧な資料を用意していただいて、そこはすごく驚いたんですけれども、やっぱりそれでも裁判をやってみて、それだけきちっと準備していただいても、一般の人がこういう裁判をきちっとやるというのはすごく難しいことだなというのは正直な実感としてあったかなというところです。

司会者

きちっとやるのが難しいというところなど、またこれからの議論で更に御紹介していただければと思います。お一人お一人に大体事件の概要と全体的な感想についてお伺いしました。それではこれから本日のテーマである裁

判員裁判の審理の分かりやすさ、証人尋問、被告人質問の分かりやすさという点について皆さんから伺っていきたいと思います。証人尋問、被告人質問、分かりやすかったかどうか。分かりにくい点はなかったか。分かりにくい場合はどういうように改善したらいいかというあたりについて率直な御意見をお聞きしたいと思います。分かりやすさという点については、証人尋問や被告人質問の内容がよく分かって、しっかり記憶にとどめることができたかという点とともに、実際それを踏まえて、証人尋問、被告人質問の結果を踏まえて評議で自分の意見がしっかり言えたかどうか。そういう観点で考えていただいて、証人尋問、被告人質問がどうだったかという点についてお話を伺っていきたいと思います。率直に、分かりにくい点はどこが分かりにくかったのか、改善すべき点がどこにあるかという辛口の意見を是非聞かせていたたきたいと思っております。それでは順番にお聞きしましょう。1番の方から順番にお願いします。

1番

初めて参加して、初めて聞く内容を整理してメモしてですね、それを見ながら議論して結論に導いていくんですけども、やっぱりメモを取るというのが非常に大変でしたね。私のところは登場人物が9名いて、その方達の人間関係がぐしゃぐしゃという中で、検察官のほうで人物関係図というのを作っていただいたんですね。それとあとは、マンションの一室で行われた行為がどんなことであったかというのを、最初の登場人物が部屋に入るところから最後逃げていくところまでを時系列で、その部屋の様子を全部時間ごとに誰がその部屋で何をしてたかというのを図解といいますか、図で示している。それからもう一つは同じように時間を追って携帯の通話記録も作っていただいたと。裁判の間中その人物関係図とそれから部屋の出入りの図とそれから携帯の通話記録、その3つは必ず手元に置いてお話を伺っておりました。これは非常によかったと思っております。ただ、順番を追って証人の尋問があった

わけですけれども、皆自分に都合のいいことを言うもんですから、後になってさかのぼって前の方にこういうことを聞いておけばよかったとか、それからあれを聞くのを忘れちゃったとか、そういったことが多々ございました。あとは、検察官、弁護人は、裁判員裁判ではない裁判の場面ではもう少し専門的にお話をなさって、双方が相手方を見てお話しされるんだと思うんですけれども、今回の裁判では、特に弁護人の方はパフォーマンスと申しますか、言葉遣いですとかそれから身振りだとかそういったところを裁判員の方になるべく分かってもらえるようにいろんな手法を使って、声の調子を変えたりとかですね、そういったことをやられたので非常に分かりやすかったです。検察官は、先ほど言いましたようにとても分かりやすい資料をお作りいただいたんですけれども、証人にいろいろとお話をするときに、どういう意味でこの質問をしてるのかなというのが分からないことが時々ございました。それが後になって解決するのかなと思ってたんですけど、実はその質問はしっ放しで終わったしまったようなところが幾つかあって、そのあたりがちょっと不可解なところだと思っておりました。

司会者

いろいろ出していただきましてありがとうございます。特に最後の点、検察官ですかね。証人尋問でどういう意味で質問しているか、これは後で何か解決するんじゃないかということでしたけど、最後まで解決しなかったというあたりがあったんですが、裁判体ではそういう話がありましたか。どういう意味でそういう質問をしてるのかなというような形で何かみんなで話し合ったり、そういうことを議論したということはありませんか。

1 番

ありました。ただ、やっぱりその意図が分からないねというところですね、そこで終わってしまいましたけれども。

司会者

余り細かくは結構ですけど、どういう点だったんでしょうか。

1 番

その部屋の中でこういうことをやってたんですねというのを聞くわけですね。例えば被害者の方が血を流して倒れてる。被告人の方はティッシュを取ってそれを拭いてあげたと。そういう行為があったんですけど、そういうのを何か状況的に説明したんですけど、結果的にこれは何が言いたかったのかなと。例えばそこで何らか被害者の方に対して介抱したということで全体の中での役割をきちんと明確にしたかったのか。つまり、暴行を加えただけじゃなくて後からその、何というんでしょうかね、介抱もして、そういう気持ちもあったんではないかなとかですね。そういうところで割と言いつ放しで終わったと。後でフォローがちょっとなかった点がありました。

司会者

どういう目的でそういう行為をしたのかというフォローという意味ですか。

1 番

はい。

司会者

はい、分かりました。あと資料が非常に分かりやすかったという、人物関係図とかですね。そのあたりがありました。これは恐らく証拠調べで出てきたものですか。

1 番

そうですね。最初の方に人物が9名出て、この方達のグループですと、この方とこういう具合につながってますとかいうような説明が補足でございました。非常に分かりやすかったですね。

司会者

今の点は冒頭陳述で少し説明もあったということですか。

1 番

はい。

司会者

順番に2番の方，いわゆる証人尋問，被告人質問の分かりやすさという点について伺いたいと思います。

2番

全体的には分かりやすい内容だったと感じました。私はやっぱり証人尋問にしても何にしても全てメモをすることよりも，やはり表情や目ですとか態度そういったものも見落とすたくはなかったので，なるべくメモで下を向くよりは，今話してる人を見てということに集中して臨んでいました。メモを取らなかった分，後からちょっと自分が理解していたことと差が，実際に評議のところでもちょっと変わってしまったこともあったんですけども，もう少し慣れていて，大事なところはメモをして，そして表情も見逃さずやれたらよかったかなと思いました。それから，後からいただいた資料がとても分かりやすく，そして難しい言葉を使わずに全てやっていただけだったので，私でも大体の理解ができたかと思います。

司会者

2番の方は，かなり証人尋問が多数あったりしたんですけど，いかがでしたか。証人尋問全般として分かりにくいというところは特になかったですか。何かあったら是非紹介していただきたいんですが。鑑定医の方とか医師の方とかいろいろと多くの方を質問してるみたいですけどいかがでしたか。

2番

どうしても証拠となるものが具体的になく，自白とか証言だけで判断しなければいけないことがたくさんあったので，すごくそれは難しいと思いました。やはりみんなの言ってることが違うのは当たり前なんですけれども，それを自分なりにどう整理していくかということが非常に難しかったと思います。もう少し具体的なこれという証拠が目に出てくれば自分も判断しや

すかったと思うんですけども、やはりどうしてもみんなの言ってることが真実と思うなら、本当に結果が出ない。自分自身の意見がまとまらないという状況のまま進んでしまったこともありました。

司会者

これは証人の数も多いしなかなか難しい事件だったということもありますが、特に質問でこういう証人は果たして必要だったのかなとか、そういう観点というのは特にはないですか。やっぱりどの証人もそれなりに意味はあったなという感じですか。大体分かったと。

2 番

みんな証人が必要だったかですか。

司会者

全体でかなり証人の数も多いですし、証人尋問の時間も長かったと思いますが、いかがですか。もうちょっとポイントを突いた質問がよかったとか、そういう観点はありますか。

2 番

やはり全ての証人の方の話は必要だったと思います。ただ、どうしても感情が入ってしまうので、素人的には体の弱い方とか年齢的なこととか立場の弱い方の話とかにどうしても感情が行ってしまうことがあって、それはもうちょっと冷静に聞かなきゃいけないなと自分で言い聞かせましたけれども、ちょっと感情移入が入ってしまうことも何回かありました。

司会者

証人尋問自体も非常に難しい事件だと思いますが。やはり証言だけで判断というのは難しかったと思います。自分なりに証人尋問自体は分かりやすかったということよろしいですか。

2 番

はい。

司会者

6番の方，同じ事件ですのでお願いします。

6番

私は2番の方とは逆で，割とメモを取ることが多かったんですけども，それは逆に被告人の顔が，表情が逆に見れなくて，法廷の段階ではまだ正当防衛かもしれないんですけども，やはり人を1人殺してしまっている方の表情を見るのが少し怖くて，状況を把握するためにメモを一所懸命取ったほうだったんですけども。それが逆に，被告人質問をしたときにちょっと関係してくるんですけども，裁判所からの質問を最後にしたんですが，そのときに番号を言って被告人に直接質問をするんですけども，やはり目も見れなかった私が質問をするのは難しくて，何でしょう，感情を逆なでしてしまわないかとか，私の質問の聞き方で相手の感情が少し変わってしまったりいろいろ，そういう何かちょっと怖い思いをするのではないかという気持ちがちよっと起こってしまったので。やはりもしかなうのであれば，殺人ですとか傷害致死ですとか人が亡くなっている事件の被告人には，裁判官が裁判員全員の意見をまとめて聞いてくださるほうがよいと思います。私が言った意見というのがすごくつらかったので，そこがちよっと不安なところでした。

司会者

6番の方はメモを取るのに多少一所懸命だったということですか。

6番

はい。逆に，目が，顔が上げられなかったのです。

司会者

分かりました。そのあたりのバランスというのが難しいですね。それでは続いて3番の方の事件です。証人も多数いますし，複雑な事件だったと思いますが，証人尋問，被告人質問の分かりやすさという点で紹介していただけ

たらと思います。

3 番

まず、分かりにくかった点としまして、事件の時系列順に裁判が進んでくれないということがありました。ですので、全体を把握した後で、あの証人はこのための証人だったんだとかいうことがようやく見えてくるということがしばしばありました。ただ、後から質問したいことが出てきても、もう既に時遅しということで、もう少しその何というんですかね、全体が見えたところでもう一度質問の機会が欲しいということはありませんでした。それから検察官や弁護人の方の質問の仕方として、何を目的に質問してるのかということ前置きしてくれないと、それを言えない場合もあるのかもしれませんが、質問の趣旨が分からなくて苦労したということはありません。それから証人に対する検察官の質問の仕方も、例えば警察官が証人に立ったりしていたんですが、一番最初にする質問がその方の経歴に関する質問から始まるんですね。あなたはいつからこの事件に関係しましたかとか、それから何年間その仕事を続けていますかとかですね。そういったところから入っていくんですけれども、その部分は、最初のうちは分からなかったもので、これも事件に関係する情報なのかなと思って一々メモを取ったりしていたんですね。ですけれども、慣れてきてようやく最初にその人の経歴を質問という形でしているんだなということが分かったんですが、その部分については、この人はこういう経歴の人で、この目的の証言をしてもらうために来てもらいましたということを検察官のほうからしゃべってもらってもいいんじゃないのかなという気がしました。

司会者

先ほどの感想でもあった全体の把握がなかなか難しかったというお話がありました。何を目的に質問しているかというのが分かりづらかったということと、最初は全てメモを取ろうとすると。最初に重要性についてもうちょっ

と分かります、もうちょっとメモも取りやすいという感じですか。

3番

はい、おっしゃるとおりです。

司会者

それでは4番の方お願いします。証人尋問、被告人質問の分かりやすさという点です。

4番

私は1番の方と逆でした。弁護士は、刑事事件のみでなくほかの民事事件等も扱われてるので、得意な方、不得意な方いらっしゃると思うんですが、私が担当した事件では1日目の証人に対する反対尋問が、証人に対して心身錯乱状態であなただ言ってることは証拠として能力にならないということを恐らく挙げられたかったかのように、とにかく何度もあなたはこれは本当に見たんですかとか、そのときちゃんと記憶がありますかとかいう、そういう質問を延々されるんですね。しかも矢継ぎ早にされるのではなくて、時折宙をながめるような無駄な時間を結構取られて質問をされてたので、私は1日目に、「あれっ」という気持ちになりました。それに対して、やっぱり検察官は慣れてらっしゃるのか、資料等も作ってこられて、証人に対する質問も端的でリズムよく淡々と述べられていました。逆に被告人質問に入りますと、弁護士が打って変わってすごく的確な表現と的確な質問をされて、すごい見事な弁護をされてるなというふうに変ったんですね。その最初の、何を覆したいとかではなく、私達に2人が言ってることのささいな違いを、この2人はここが違うので、あなた方は本当は見えていないものを見てたんじゃないかとかいうことをしつこくしつこく、ただそれだけをやりとりされていたというところに質問の意図が余りよく分からないという感覚がありました。それに対して検察官が非常に慣れた感じで、しかもプリント類を用意されて、冒頭陳述等も含めてですが、分かりやすかったと思います。弁護人は冒頭陳

述等でも何をやりたいかというのはそのときおっしゃいませんでした。私が感じたのは、刑法を知ってる知らないという枠ではなく、弁護人や検察官が説明される内容によって、こちら側の刑法の知識以上に分かりやすいか分かりにくいかというのは感じられるものではないかとそのとき思いました。

司会者

今の点、特に証人尋問で弁護人の質問で質問の意図がよく分からないというのは、最初からずっとそういう説明等は一切なくて、なぜそういうことを質問してるかというのがよく分からなかった、最後まで分からなかったということですか。

4 番

恐らく証人の証言を証拠能力としてないものにしたいんであろうという意図は感じました。ただ、記憶が曖昧になってませんかとか本当に見たんですかというのを、ずっとそこばかりを、2人の証言がちょっと違ったらそこばかりを突っ込まれているところを一般の方が見聞きした場合、何を調べたいんだろうというふうに思われたんではないかと思います。

司会者

細かい違いをやっぱりかなり追及してたという感じですか。

4 番

はい。

司会者

それでは続いて5番の方に伺いたいと思います。証人尋問、被告人質問の分かりやすさという点です。こういう点が分かりにくかった、こういう点は改善すべきだということを是非いろいろ出していただきたいと思います。

5 番

全体的にはすごく私達に見せるようにというか、分かりやすくそういった質問を繰り広げていただいたという感じがします。それで、私が関わった事

件自体が、そういう覚せい剤の密輸だったり、あとは暴力団が絡んでいるといったような、自分の本当に非日常の部分という感じがあったので、何というか、そこを分かろうとするということに、本当に想像していくということだったり、自分の常識と照らしてということは何回も言われたことだったんですけど、そこをちょっとすり合わせていく部分で、さっき言いましたけど、検察官の質問が想像を超えてくるような部分があったなと感じたところではあります。

司会者

検察官の質問で知らなかった情報がどんどん出てきたということですね。最初にそんなことをお話しされていましてね。

5 番

そうですね。元暴力団という話なんですけど、ただ後から出てきたそういう質問の中の事項ということで、これが新しくこういう証拠があったじゃないですかというのを何かその質問の中で見せてくださったんですけど、だから暴力団絡みの活動じゃないかということが多分意味していたんだと思います。

司会者

そのあたりは最初の冒頭陳述ではあまり出ていなかったということですか。証人の位置付けとか。

5 番

位置付けとしては、元暴力団ということではあったんですけど。

司会者

分かりました。それでは7番の方、お願いします。

7 番

私の事件は金銭的なバックグラウンドを検察官の方が十分検証していらしたというのが印象に残っています。被告人は被害者と飲食店を共同経営し

ているという認識のもとに弁護人は話を進めていたんですけれど、検察官は経営状態で粗利益とか席数とかそういうことを積み上げていって、経営的には何ら問題がなかったと。最初、飲食店がどの程度利益を、何というのかな、客数とかがいくと運営がうまくいってるのか検討がつかなかったのも、そこは同規模の店舗の例が出てくると分かりやすかったかなと思うんですが。店長が証人で、お給料の遅延もなかったとか、細々したことをずっと積み重ねていったので納得しやすかったなと思います。数字を出していただくというのは本当に説得力があることなんだなと思います。それに対して弁護人の主張が、被告人が1億円の遺産が入ることを前提としてこの被害者との関係を修復しようと思ったというちょっと漫画チックな話も出てきたりして、法廷がクスクスという笑いに包まれるという場面もあったりしたので、検察官が本当に積み上げていった経営がうまくいっていたので殺してくれと頼むはずはないという主張はすごく説得力があったと思います。

司会者

そういう面で検察官の証人尋問というのは納得できたし分かりやすかったということになりますか。

7番

はい、そうです。

司会者

それでは8番の方、証人尋問、被告人質問の分かりやすさという点、分かりにくい点があったら是非紹介してください。

8番

先ほどからお話があったように、弁護人、検察官の主張、論点というのが非常に分かりづらかったがゆえに、証人尋問が非常に分かりづらかったというところがありました。質問をしている意図が分からないというところもあったんですけれども、そもそも検察官の罪の主張の根拠と弁護人の主張の根

拠というところが、今回の件でいいますと、罪を犯してることの実事は分かって、責任能力があるかどうかというのがまず最初の論点だったんですけども、そういう意味では弁護人が責任能力がなかったという主張をしていたんですけども、その主張が検察官が言っている主張と弁護人が言っている主張が全然ちょっと違う観点の主張を言っている状態で、そういう中でそれぞれがそれぞれの主張の根拠の話はずっと質問されてたので、それをどう聞いたらいいのかなというところで非常に分かりづらかったなというところがありました。あと、その質問の仕方とか話し方みたいところで、今回の被告人というのが精神的に不安定で、精神疾患の症状等を抱えてる方で、話してる内容が法廷の中で二転三転するような状態だったんですね。本当に、恐らく妄想に入っちゃってたんだと思うんですけども、さっき言ったことが翌日にはもう全然違う主張に変わってたりだとかというので、言ってる話自体が全く信用できなくて、どの話が最も信用できるのかというのが、いろんな話の前後関係を見ながら、これが多分事実なんじゃないかみたいな、そういう仮説を立てながら話を整理していったような、そんな状況だったんですけども。そういう中で弁護人は被告人の立場ということもあって、非常に弁護人とはうまくやりとりをして話が円滑に進んでたんですけども、検察官のほうがちよっとまともなコミュニケーションにならずにですね、ちよっと何か子供のけんかみたいな状態で、黙り込んじゃったりだとかいうのをたびたび繰り返してて、途中何度も何度も中断をしてというような状況だったんですけど、もうちょっと相手のことを考えて円滑に進められなかったのかなというのは個人的には思いました。あと、証人の中で医師の方が来られて精神状態を証言されてということがあったんですけども、そのところも非常に論点がよく分からなくてですね、こういう診断結果からこういう精神状態があるんですよというような話だったんですけども、その中で非常に、投薬してる薬の話、A3の資料で出てきまして、非常に細かく時系

列でいつどういう投薬をしたというのを延々と説明していただいたんですけども、全く意味が分かりませんでした。そもそも専門的な知識がないとそこは分からないので、そのときはとりあえず聞いてメモを取って、後ほど裁判官の方に聞いたら分かるのかなと思ったんですけど、当然裁判官の方も専門じゃないので、こういうことじゃないですかというような話だったんですけども。結果的に、そういう専門過ぎることを細かく延々と話すことに何の意味があったのかなとはちょっと後で思いました。直接的にはそんな関係のない話だったので、初めて法廷の場に裁判員として立ってそういう話を聞くと、それをしっかり聞かないといけないんだという意識になってしまうので、そういうのは我々メンバーが困惑した一つの大きな要因になったのかなとは感じました。

司会者

やっぱり裁判員の方は全て聞かないといけないという意識というのがあって、全てメモを取るところで、もうちょっと最初から重要度というのがある程度分かったら、メモも取りやすいという感じでしょうか。8番の方にいろいろお話ししていただきましたが、証人尋問に臨む前の双方の主張の根拠、どこがポイントなのかというあたりは十分理解して証人尋問に臨まれましたか。どこを中心にやっぱり聞かないといけないのかというポイントは分かりやすかったですか。

8番

そうですね。検察官と弁護士から資料で用意していただいたので、それを見て内容は分かるものでしたし、直接説明いただいたので、双方の言ってることが違ってることは分かってたんですけど、その部分には一切触れずに双方の根拠のところの話ばかりしていたので、何かどこで話がつながるのかなとずっと疑問ではありました。

司会者

質問の意図もちょっと分からない質問もあったということですか。

8 番

はい。

司会者

それでは、いろいろと分かりやすさということをお聞きしてきたんですが、1点、私のほうから更に皆様方にお話を聞きたいと思います。私自身が裁判員裁判をやっているときに経験するところなんですけれど、証人尋問でも被告人質問でもいいんですが、非常に詳細でかなり詳し過ぎて、冒頭陳述とかを聞いていてポイントは分かっているけど、その証人尋問、被告人質問を聞いていて詳し過ぎるので、どこがポイントなのかが分かりづらくなるという経験というのはないですか。そのあたりどなたからでも結構ですが、あったら言っていただけますか。詳し過ぎてどこがポイントか分かりづらくなったというようなことです。

3 番

詳し過ぎてといいますか、やっぱり本当に質問したいことと、それからその質問のための前提となる事実の確認とがあると思うんですけども、それを同じペースで質問していくんですね。それなのでポイントが見えにくくなるということがありました。これは裁判のやり方としてしょうがないのかもしれないんですけども、全てを証人から聞き出すという形にはせずにですね、もう少し検察官なり弁護人からバックグラウンド的なことを説明していただいた上で、これを前提にしてこのことについてはどうですかという質問の仕方をしてもらえれば、もう少し分かりやすくなるんじゃないのかなと思いました。

司会者

場合によっては、質問するとしても多少その前提となるところは簡潔にして、聞きたいところを中心に聞くとかそういうめり張りを付けるのも大事な

んでしょうか。

3 番

はい、そのとおりだと思います。やはりどうしても証人から聞き出さなければ分からないことと、証人から聞かなくてももう事実として分かっていることとあると思うんですね。事実として分かっていることは、検察官なり弁護人からも説明をしてもらうという形でいいと思うんですね。本当に必要なことだけ証人に質問するというやり方にしてもらえると分かりやすいんじゃないかという気がします。

司会者

他の方はいかがですか。ポイントがよく分からなかったとか、そういう御経験はないですか。さっき 8 番の方がちょっと言われましたかね。

8 番

いろんな論点の話がある中で、まず資料を用意していただいているので、ここが軸なんだなとは思ってたんですけど、今回の方がきちっとコミュニケーションできないというところもあって、なかなか質問が進まなくて、結果的に聞きたかったことを聞かずに終わっちゃったみたいな形で、直接的に関係のない質問ばかりしてる中で時間がずっと経過しちゃったので、全然分からない、心の準備ができてない一般の人間からすると、「えっ、こんなんでもいいんですか。いいんですか。何を言ってたんですか。」という、ちょっとそういう感じになっちゃいましたね。恐らく裁判官も検察官も経験があって、考え方のパターンもあると思うので、それをその場できちんと仕分けをして、必要なことと必要じゃないことというのをやられてると思うんですけど、最初の質問をしている初期の段階では、恐らく裁判官も気を使って、裁判官の持ってる仮説とかをお話しされなかったもので、そういう真っ白な状態の中で当然聞くべきなんですけど、余りにも真っ白な中でそういう裏で考えられてる段取りのところが分からず、3日目とか4日目になって話してて、あっ、

そういうふうを考えられて進められてたんだというのが後で分かったというのありました。

司会者

分かりました。他の方はいかがですか。

4 番

細かいことを余りにもこだわり過ぎて証人尋問で無駄な時間を取ったような箇所がありました。後で思えば、最終的には論点をすり替えられたと思うんですけど、弁護人が何を説明したいのか私達が分からなかったとさっき言いましたけど、何が論点なのかを説明されないまま証人尋問に入ってしまったというのがあるので、犯人がA地点からB地点に移動する、この移動したことは事実として、経路をガードレールをまたいだかガードレールのすき間を通ったか、この2点が2人の証人の意見が違うということだけでも、本当に見てたのかとか気が動転してたんじゃないかとかというような証人尋問のやり方をされてたんですね。それは後になって思えば、あなた方が外で刺したのを見たというのは見てなかったんじゃないのかということをおっしゃりたいのかなとは思いますが、最初的时候にはなぜ、そのガードレールを越えたか間を通ったか、若しくは振り上げたナイフが逆手だったか順手だったかという、そこまで細かく細かく聞こうとするんですけど、何も6か月前の事件で当時証人も若い子だったんですけど、ちょっとかわいそうな質問のされ方が執拗に、「本当か、おまえ。覚えてないのか。」というようなちょっときつい証人尋問だったように思います。

司会者

細かい点をかなり聞いてて、それについてどういう目的でそれを聞くのかというのがよく分からなかったと、そういうことですか。

4 番

はい。

司会者

他の方はいかがです。

1 番

皆さんのとはちょっと質の違う事件でした。長時間にわたってある一部屋にいたという事件だったものですから、今まで皆さんが言われたように一つ一つ細かい証拠を挙げて、そこから長時間かけて審理をしていくというのではなくて、実際には争点とか証拠とかというのがあらかじめきちっと整理されている。その中での被告人の立場といいますか役割というのだったものから、ちょっとイメージと違って、すっきり流れに沿った形で刑を決めていくというようなのが非常にすっきりしてたところがあります、私の場合は。ただ、やっぱり特定の決められた期間の中で全て終わらせなきゃいけないので、そういうところも含めて、検察官、弁護士それぞれの間で事前にきちんと準備がされていたんではないかなと思っています。ただ、一つ不思議だったんですけども、その部屋に複数の男性が出入りして、出たり入ったりを繰り返しながら暴行を加えたり金品の強奪を考えてたんですが、初めから最後まで一人の女性が同席してるんですね。その女性が参考人としても出てこなかったんです。その方がいれば全て分かるのではないかなと、そういう単純な疑問を持ちました。

司会者

基本的には争点、証拠整理、よく整理されて流れも分かりやすかったんですけど、その女性の方、これは証人尋問しなかったということで、理由は分からなかったわけですか。

1 番

はい。出てこれない事情があったのか、分かりませんが。

司会者

他の方は大体よろしいですか。ここで出席している検察官、弁護士から質

問等をお願いできたらと思います。まず検察官からどうぞ。これまでのお話の中からでも結構ですし、あるいは別の質問でも結構ですが。いかがですか。

築検察官

今ですね、専門的な、例えば解剖医の先生方とか、それから精神科医の先生方の証人尋問に際して、専門的な用語が分かりにくいところもあったということとか、なぜそこをこだわって長く説明されるのかということについての御意見があったのと、それから例えば警察官なり他の方々の証人尋問をするに際して、経歴をまずお話するときに、そこを証人に言葉で説明したりとか、検察官が言葉で説明をするということの必要性について分かりにくいというお話もあったんですが。例えば証人の経歴については、証拠という形で紙であらかじめお渡しするとか。あと、一応証人尋問をするときにメモという形でこういうポイントを聞きますよということを書いているんですけども、それをもう少し細かく、この点も聞きます、薬も聞きますとかいうお話について事前にアナウンスするとも少し分かりやすくなるのか。例えば、専門的な解剖医の先生の説明だと、医学用語についての説明のペーパーをお手元に準備するとか、そういった工夫でもう少し分かりやすくなるのか。そこら辺、今の段階で結構ですので、御意見いただければと思います。

司会者

いろいろありましたが、順番にいきましょうか。まず解剖医の方とか医師の方、それから鑑定人ですかね。そういう専門家の証人で結構専門用語が分かりづらかったというお話もありましたが、その点からいきましょうか。その点について専門用語の説明ペーパーですか。そういうのを事前に準備とかそういうことですか。

築検察官

簡単に言うと、何か分かりやすい補助資料としてこういうものがあると助かりましたというのを、具体的に今思いつくことがあれば教えていただきたい

いです。

司会者

分かりました。その事件というのは、8番の方、それから解剖医としては2番の方、6番の方、4番の方がありました。何かいかがですか。今の質問に対して何かありましたら。

4番

私達の事件は1回しか刺してないという被告人と複数回刺したという検察官との対立でありまして、見てた人は犯人と亡くなった方と、あと証人2人でした。車の中で1回刺した、でも本当は車の中でも複数回刺してるかもしれない、それはもう誰もいない密室のことなので分からないんですが、傷口だけでそれを判断しなければいけないという状況になったときに、解剖医の先生が、複数回刺してこの傷ができる可能性もあるけど、そうは考えにくいというような、どっちでもないというような言い方をされたんですね。それは非常に私達にとっては、その言葉もそうですけど、傷の形状が、首から上は写さずに、腰から下も写さずに白黒写真にする等の配慮があった生々しい傷を見させていただいて、若干のゆがみとかから、これは1回ではないであろうというような、そういうのを先生に聞いたかったとか証言してほしかったんだと思うんです。やはりその際にいろんな長さだとか深さだとかいうときの説明が、医者用語だったり、あとは小指（こゆび）のことを小指（しょうし）と言ったり、ちょっと普通の人には分かりにくかったです。先生に日常用語で説明していただくというのが一番簡単なことで、できないことはないと思うんですけど、やはり解剖所見をそのまま読まれるので、解剖所見に書かれたとおりの医学用語を使ってられるのが、古い刑法を読まれるような、「今使わないよ、こんな言葉。」というようなのを何とかしていただいたほうがよいですね。変に資料を付けていただいても、どこまでが私達に理解できて、どこからが理解できないのかというのを検察官も難しいの

ではないかなと思います。でも、ないよりはあったほうが良いとは思いますが、一番ベストなのは先生に日常語で話していただくのが良いかなと思います。

司会者

8番の方は責任能力が問題になった事件ですね。何か専門用語がかなり出てきたし、いろいろ病名も結構出てきたと思いますが、そのあたり今の検察官の質問について何かありますか。専門用語という点で。

8番

その話を聞いている最中というのは、聞いたことのない言葉が飛び交ってて、聞くのに精いっぱいだったというところもあったんですけど、結果的にその話を聞き終わって、多分特にそういう専門的なところの説明はなくてもよかったんだと思うんです。ただ、意図が分からなかったのので、話がずっと続いている間、ずっとそれを何の話なんだろうと思いつつ聞き続けなければいけないというのは多分、裁判員の一般の方にとっては非常に負担だったと思うので。

司会者

専門用語自体がちょっと難しく困ったということは特にないんですか。

8番

事件に直接的に関わる、心身耗弱だとかというのが刑を決める最大の論点だったので、その部分というのはかなり丁寧に説明をしていただいて、裁判官に先に説明をしていただいていたので、そこは全然問題なかったんですよ。そうじゃなくて、その投薬の状況だったり、入退院を繰り返したりだとかという、そういう病歴の資料も、A3が1枚で縦でかなり細かい字で裏表に書かれてるような資料がざあっとあってですね。それも順に読み上げられてたので。それで何を聞きたいのかが分からなかったのので、非常にそれは裁判員にとっては負担だったかなと思います。

司会者

そこは特に必要性が余りよく分からなかったということですか。

8 番

分からなかったですね。必要な証拠なのであれば、結論をちゃんと付け加えてくれれば、何を言いたいのか。その医師が主張ができるのかできないのか分からないですけど、言えないのであれば、最後に検察官なり弁護人なりが一言付け加えてくれれば全然違ったと思うんですけど。

司会者

検察官から質問がありました。私もよく複雑な事件で証人尋問する際に、証人尋問を始める前にどういうことを聞くかという尋問事項的のところですね。ポイントを書いたものを裁判員の人に配ってもらうこともよくやるんですけど、そのあたり、そういうのがあるとかえって全体像が分かって分かりやすいとか、そういうのはありますか。どなたからでも結構ですが。

3 番

今、司会の方がおっしゃられたように、検察官なり弁護人が考えていく裁判のストーリーというものがあると思うんですけど、それが冒頭陳述で出されるのかもしれませんが、現在の証人が全体のストーリーの中でどの部分を言うための証人なのかということが分かるようなマップ的なものが資料としてあると分かりやすいんじゃないかという気がしました。ですから、冒頭陳述の資料でもいいんですけども、この部分については何日目のこの証人に質問しますとか、そういうことが分かるような資料があればなと思いました。

司会者

冒頭陳述でそのあたり書いてる場合もあるかなと思いますが、その証人尋問ごとにもうちょっとそのあたりを明確にして欲しいという感じもありますか。

3 番

そうですね。一応冒頭陳述に全体のストーリーは書いてあるんですけども、それぞれがどの証人に質問する部分かというところは全く分からない資料でしたので。

司会者

はい、分かりました。他の方はいかがですか。

6 番

皆さんの意見と逆で、私が担当した裁判では、精神科医の先生とあと解剖学の先生がいらっしゃったんですけども、お二人とも画像というか近くにあるモニターですとか、両サイドに専門用語の説明ですとか、プリント以外にも補足的なことを説明してくださったりですとかされました。あと解剖学も、今回の事件で刺した傷がどの程度の深さに行くかとかを頭蓋骨の模型を実際に前に出してくださって、包丁でこの位置のここから入ってこういう角度で入るとこの刃先はここまで来るのでとか、もう目で見て分かることがすごく多くて、モニターもそうですし、あと目の前でやったださってる実演ですとか、すごく分かりやすかったので、今回の私の裁判の証人の先生方はすばらしく分かりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。続いて今度は弁護士から質問をお願いできたらと思います。いかがですか。証人尋問、被告人質問の分かりやすさという点ですね。

高野弁護士

皆さんの事件は否認の事件だったと思うので、弁護人が反対尋問をする機会というのは恐らくかなり多かったんじゃないかなと思うんですけども、多分弁護人の反対尋問が特に何のために聞いているのかが分からないというお話が多い部分だと思うんですけども、もし何かこういうことをやってくれ

ればどういう質問をしてるのか最初から分かるのになという部分かあれば何か言っていたらと思うんですけども。

司会者

なかなか難しい質問ですが、いかがですか。どなたからでも結構ですが。

高野弁護士

弁護人としてはこういうことを聞きたいんですよというのはどうしても言えない話があるので、悩みどころではあるんですけども。

司会者

いかがですか、何か。弁護人は反対尋問の機会というのが結構多いですからね、こういう事件というのは。こういう形で工夫したらもうちょっと反対尋問が分かりやすく聞けたんじゃないかとか、何かあったら是非紹介していただきたいんですけど、いかがですか。

8 番

ちょっと質問の趣旨とは少しずれるんですけど、検察官の主張と弁護人の主張とある中で、検察官が主張してることに對して弁護人が話をする、若しくは弁護人が主張してることに對して検察官が話をするということがあると、すごくこっちが分かりやすいなとは思ったんですけど、そういうのはなかなか難しい事情があるんですか。例えばですね、今回の私が関わった事件で言いますと、検察官が心神耗弱かどうかというところの争点でこういう状況の証拠があるので心神耗弱ではないという主張をしたんですね。弁護人は、その被告人が心神耗弱であると言ってたんですよ。全然違う角度から主張してたんですよ。例えば検察官が、その状況の証拠からそうであると言い張ったのであれば、その状況を見て弁護人が反論してくれたらすごく分かったんですけど、違う角度の話がずっと続いてたので、ちょっともやもやしちゃったんですよ。

高野弁護士

それはちょっと具体的な事件を見ないと何とも言えないんですけども、特に責任能力だと、やはり並列する事情を双方に言い続けるというのはあり得ると思うんですけども。本当に一つの事実の有無を争うような事件であれば、当然検察官が言っていることはこうだけどそれは弁護人からしたらこうだからおかしいだろうというかみ合うことは多分当然あると思うんですけども、事案の内容的にそれができなかったのかも分からないですね。

司会者

やはり証人尋問とか被告人質問の段階で、そのあたりがいま一つ明確にならずに尋問に臨むという感じですかね。そこはどうか。

8番

そうですね。結果的に評議に入るまで、それぞれ違う論点で話をしてる、どちらかの論点に合わせて話をするという事は一切なかったんですね。そのまま話が終わっちゃって評議に入っちゃったので、何かもやもやとした、これでいいのかなとちょっと個人的には思っちゃったんですけど。

司会者

分かりました。時間もかなり経過してきました。今度は冒頭陳述というあたりに、時間の関係もあるので入っていきたいと思います。先ほども言いましたように、冒頭陳述というのは争点の明示と証拠調べのアウトラインを示す、その後の証拠調べの道しるべになるものであって、余り冒頭陳述で詳しく証拠を引用するというのは相当でないと言われております。冒頭陳述の後いろいろ証拠の書類の調べ、証人尋問を行います、その道しるべとしての冒頭陳述、そういう点で分かりやすかったかどうかというあたりを、検察官、弁護人双方の冒頭陳述を見ていただいて御意見を伺っていきいたいと思っております。これも1人ずつお伺いしたいと思いますが。今度は逆からいきましょう。8番の方から順番にいきたいと思います。冒頭陳述はどんな感じでしたか。分かりやすさという点で、改善すべき点を是非言ってください。

8 番

冒頭陳述については、検察官から事実の概要と争点のポイントの説明をしていただきましたが、これは非常に分かりやすく、すごくシンプルにまとめていただけて、よかったなと思いました。検察官の資料というのがA4縦で上から順番に話をされてたんですけど、弁護人の資料がA3の横で大きな資料でたくさん書いてあったので、どこの話をしてるのが分からなくてですね、結構ほかのメンバーとも話をしたんですけども、話が資料で結構飛んで、それにちょっと追いつけなくて、そこが分かりづらかったですねというのはみんな話をしてました。

司会者

これはやっぱりかなり詳しいというところもあるんですかね。弁護人の冒頭陳述が詳しいというのもありますか。分かりやすさという点で。A3で書かれていて、かなり情報がありますよね。そのあたりはどんな感じでしたか。

8 番

内容的には、詳しいですかね。情報量は多いですけど、そんなに詳しいかなという感覚はなかったですね。検察官と弁護人とそんなに大きな違いは感じなかったです。ただちょっと説明の仕方だけ。しかも一番最初の場合じゃないですか。そこがちょっとみんなついていくのが大変だったなど。

司会者

話も速かったということですか。

8 番

話が速かったというよりは、ちょっとその何ですかね、専門用語じゃないですけど、独特の言い回しをされたりするじゃないですか、法廷の場というのは。発してる単語と書かれてる単語が違ったりだとか、順番が飛んでいたりだとか、どこの話をしてるのかというのがちょっと追いつけなかったですね。

司会者

分かりました。それでは7番の方をお願いします。

7番

検察官の資料は、時間を追って登場人物も全部羅列していただいて分かりやすかったです。弁護人は、金銭的なことをすごく印象づけたいのだな、被害者がお金遣いがちょっと荒かったということ的印象づけたいのだろうなというように、高級ブランドバッグが云々とかそういうことが書いてあって、ちょっとここの点が気をつけたほうがいいのだなというふうに、冒頭陳述の時点で印象づけられてしまいました。被告人の妻も出廷しないで調書だけの説明だったりしたので、このことがあったりしたのでなかなか言いにくかったのだろうなと後で思い当たったりしました。それに比べて検察官は、登場人物も網羅してありましたので非常に分かりやすく、時系列を追って淡々と、こういうことがあった、こういうことがあったということをポイントをまとめていただいていたので、後の指針となるものとなりました。

司会者

弁護人の冒頭陳述も、弁護人としてはここはちょっと重点的に聞いてほしいんだという観点からすると、いかがですか。

7番

そうですね。金銭的なことに注目するよという意図が分かりやすかったです。

司会者

それでは6番の方をお願いします。

6番

検察官も弁護人も分かりやすさでいったら冒頭陳述の書類はすごく分かりやすかったんですが、検察官の書類が、今回の事件が家族間ということで、一人一人のバックグラウンドにおいて、ちょっと家族の中にお二方ほど精神

的な弱者の方がいらっしやったんですけれども、その方のことについて少し詳しく書かれていたので、これを読んだ限りは先入観を私は少し持ってしまって、余りここまで細かく書かないでいただいてもよかったかなと思います。弁護人の方は割とすっきりとした感じの分かりやすさだったので、弁護人のほうが私にとっては分かりやすかったかなと思います。

司会者

検察官の冒頭陳述は少し詳しく踏み込み過ぎたというところもあるんですか。

6番

そうですね。先入観を裁判員に少し植え付けてしまうというか、特に犯行に至る経緯、犯行状況等というので少し書いてあるんですけれども、どうこうこうこうなったので犯行に至ったというので、そこが少しちょっと細かく書いてあるので、冒頭陳述の段階ではそこまで細かくしないで、もう少し真っ白な状態にしていただきたいなと思いました。

司会者

そこは冒頭陳述はあくまでも道しるべであって、その後詳しい証拠調べがあるわけですから、余り冒頭陳述で詳しく述べちゃうと、そこと混乱してしまうと、後の証拠調べで。そういう観点からもちよっとお話を伺いたと思います。続いて2番の方、同じ事件ですので。

2番

確かに検察官が用意した冒頭陳述の内容と弁護人の冒頭陳述の情報量がちよっと差がありました。ただ、私はこのぐらい書いていただかないと混乱してしまうんじゃないかなということで、被告人と被害者との関係がすごく一目で分かる図になっていたのも分かりやすかったですし、経緯と犯行状況も時系列できちっとまとめられていたので、非常に読みやすかったですので、逆に弁護人の冒頭陳述の資料を、もう少しこれに対抗できるぐらいのものを同じ

レベルで用意されていれば、変な先入観もなく読めたかなと思うんですが、ちょっと資料の情報量の差が出たものを渡されたという感じがいたしました。

司会者

検察官がかなり詳しくあったということですね。

2番

はい。別に必要な量だと思うんですが、差があったのでちょっと偏ってしまうことがあるかなと思いました。

司会者

それでは5番の方お願いします。

5番

冒頭陳述についてですが、今2番の方がおっしゃったのと割と似ていて、検察官の冒頭陳述については、資料自体もすごく整理されていて、概要と争点と、なぜならこういう証拠も後々出てくるよというような表記の仕方もすごく整理されて上手だなという印象を受けました。それを読み上げていく上でも、すごく順を追って丁寧に話されてるということで、すごく筋が立っているなというような印象を受けました。弁護人の冒頭陳述については、検察官の主張としては運び屋だというような主張なんですけど、それに対して持っていることを知らずに運ばされていたんだという何か無罪というか刑を軽くするというように印象づけたかったのかもしれないんですけど、やっぱりすごくあっさりしていたのと、もう無罪なんですよという、証拠自体は余り弱い中で、刑を軽くしたいというのも余り伝わってこないような何か陳述だったのかなというふうに思いました。

司会者

検察官の冒頭陳述はよくポイントが整理されていてよく分かったということですね。

5番

はい。

司会者

それでは続いて4番の方お願いします。

4番

検察官から出されたものには争点も、その争点に対する誰がどのような証言をするかということまで1枚の用紙、半分ですけど、A4ですけど、非常に分かりやすく見て書かれていました。事前に検察官が作った冒頭陳述要旨を弁護人が見ることは可能なんですか。駄目ですか。

司会者

事前には見ないですね。

4番

先ほど私がお話しした弁護人が一所懸命証明したかったようなことは、事件の内容として検察官はもうこれは事実なんだというようなごとく経過として書かれてしまってるんです。争点というところから外れてしまったところを、私が担当した事件の弁護人は一所懸命初めやってたんです。もしそれをされるのであれば、自分達が争点はここだと思ってるところを、同じような用紙若しくは対抗するようなもので補わなければ、何の質問をされてるのかということについて分からなかったではないかなと思いました。

司会者

弁護人の冒頭陳述自体では問題点というのははっきり分からなかったということですか。

4番

はい。紙にしてというか、同じような形態で本当は出して、見比べられるようにしたほうがよいのではないかと。論告のときには出されてました。

司会者

分かりました。それでは3番の方お願いします。

3 番

他の方もおっしゃられてましたけれども、検察官の冒頭陳述は分かりやすかったと思います。ただ、やっぱり資料を渡されたんですが、その資料のどの部分を読み上げてるのかというのが分かりにくいことは確かにありました。検察官の冒頭陳述の要旨を紙でもらったものと弁護人から渡されたものと、やっぱり検察官のほうの内容的に充実してるんですね。組織力の違いというものがここに明確に現れてしまっているんじゃないかという気がするんです。ですので、もう少し弁護人のこういう資料作りをサポートするような体制があってもいいんじゃないのかなという気はしました。それから、2つが全くフォーマットが異なってるので、同じフォーマットの上で弁護人はこう言ってます、検察官はこう言ってますというようなことが分かるような資料であれば、より分かりやすいんじゃないかなと思いました。

司会者

弁護人の冒頭陳述のどういうところが一番問題点として感じましたか。

3 番

そうですね。やっぱり話し方なんかも若干もったりとした感じの話し方をする弁護人だったので、やっぱりプレゼンの能力といいますか慣れというような部分は結構差が出てしまうんじゃないかなと思いました。

司会者

内容面よりはプレゼンのところですかね。内容面は特にいかがでしたか。

3 番

内容面についても、全体のストーリーが弁護人のは分かりにくいと思いました。それから主張してる内容も、例えば私の事件では携帯電話がたくさん出てきたりしたんですけれども、弁護人の要旨のほうにはその携帯電話の話が随分出てくるのに、検察官のほうではほとんど書かれていないというようなところなんです。

司会者

それでは1番の方をお願いします。

1番

それぞれ検察官，弁護人に作っていただいたのはとても見やすいですね。好みの問題はあると思うんですけども，とても見やすいですし，事案の概要，それから犯行状況，争点，量刑上考慮すべき諸事情，こういったものはきちんと双方整理されておりまして，大変フラットに見ることができました。どちらかというとか加害者悪者，被害者いい者というような感情があるんですけども，たまたま被害者の方も収監中の方で悪い方だったようでございましてですね，全てにおいてフラットに見ることができました。よくできていたと思っております。

司会者

それでは冒頭陳述につきまして，検察官，弁護人からそれぞれ質問等をお願いできればと思いますが。どうでしょうか，まず検察官からいきますか。

築検察官

検察官もそんなに大人数で冒頭陳述メモを作ってるわけではないのですが。私どもはやはり先ほどすり込みのようなというような御指摘もありましたので，それがいいような形と，あとこれから証人尋問でどういう点，また証拠調べでどういう点を注目していただきたいかということを知りやすくするような形だと，なるべく見やすいようにA4のような紙を準備しております。ただやっぱり初日の冒頭陳述を聞くというのは相当大変なことかと思っておりますので，争点と証拠調べの関係については，今後も分かりやすいような形で進めていきたいなと思いました。質問としては特段ございません。

司会者

よろしいですか。弁護士のほうから何かありますか。

高野弁護士

冒頭陳述で尋問でどういう部分を聞いてほしいというのは多分お話として出てきたんだと思うんですけども。ただ、お話を聞いている限りではそれでは不十分だったということになるんだと思いますので、そちらについてはもっと徹底しなきゃいけないのかなというところではあります。特に質問としては私もございません。

司会者

よろしいですか。証人尋問を聞く際に冒頭陳述でどういうところがポイントになったかというのが参考になったと、冒頭陳述を聞いてこの点がこの証人尋問ではポイントだったということで、参考になったというところがありますか。1番の方。

1番

証人の人数が結構多かったもんですから、その都度にやはり冒頭陳述でまとめていただいた争点というのは必ず見返してました。

司会者

やっぱりそのあたりが大事なんですか。

1番

はい。

司会者

ほかの方はどうでしょうかね。6番の方。

6番

私の裁判では検察官が先ほど言った犯行に至る経緯、犯行状況等というのを時系列に書いてあるんですけども、その書類の横に一応証拠ということ、この状況に対してはこの証言がありますよというのを横に書いてくださったので、このときにこの証人の方が出ていらっしゃるんだなというので、すごくよく分かりやすかったです。

司会者

それは証人尋問の前に冒頭陳述を見返すというような感じですか。

6 番

はい。書類に書いてありました。

司会者

8 番の方。

8 番

私の事件では心神耗弱というところが最大の争点だということで裁判が始まりましたので、その点については本当はかなりきちっと、裁判官もそうですし、弁護士、検察官もきちっとそこは話をしていただけだったので、そこは非常に分かりやすかったです。逆にその説明がないと多分我々迷走してたかなというところがございました。

司会者

それでは、時間の関係もありますが、検察官、弁護士のほうで特に証人尋問、被告人質問の在り方、あるいはそれ以外の証拠調べ等で、何か裁判員経験者の方に聞いておきたいことというのはありませんか。大丈夫ですか。

築検察官

はい。

司会者

弁護士からは。

高野弁護士

大丈夫です。

司会者

それでは、オブザーバーの方から何か質問があったら受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。それでは、ここで最後に、今後とも我々法曹三者、裁判官、検察官、弁護士は、裁判員裁判の公判審理について、分かりやすい公判審理を目指していろいろ工夫等をしていきたいと思

います。そういう点で、法曹三者に向けて何かこういう点をちょっと考えたらどうかというあたり、あるいは本当に分かりやすくやっているというところでも結構ですし、どちらかというところ辛口の意見ですね、こういう点を注意したら、公判審理に向けてこういう点を工夫していったらどうかとか、そういう観点で一言ずつ何か御意見等を伺えればと思っております。1番の方からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どういう点でも結構ですが、こういう点を考えたらどうかとか、何かあったら一言ずつ。どんなことでも結構ですが。

1番

やっぱりあの何でしょう、被害者ですとかそれから被告人、それからその関係者の方の人生といいますか、それを考えると非常にその判決を下すというのは重い事項だと思います。ですから、本当に私達でいいのかなというのは最初思ってたんですけれども、何とかやらさせていただいてですね、そういったケアのほうもいろいろ考えていただければと思います。

司会者

分かりました。2番の方お願いします。

2番

非常にいい経験をさせていただいたし、皆さんに、他の方にそういう機会があったら是非こういう経験をお勧めしたい一方で、やはり精神的な負担はかなりあるものだと思うので、そのあたりは慎重にこの裁判員制度を進めていただけたらいいなと思います。個人的にはとてもいい勉強になりました。

司会者

3番の方お願いします。何か公判審理に向けてこういう点はというところがあったら言ってください。それ以外でもどんなことでも結構ですがお願いします。

3 番

私の希望としましては、扱った事件が非常に複雑だったものですから、証拠全てを、要旨というようなぺらぺらの紙だけではなくて、裁判に出された証拠全てに裁判員がアクセスできるような手段があって欲しかったなと思います。一応見てもいいよということで裁判官が持っていらっしやった資料はあったんですけども、どういう形でもいいんですが、パソコンなり何なり用意してもらって、そこの端末にアクセスすれば全て見られますよとか、記録が見られますとか、そういうのもいいんですけども、そういう形で自由に証拠を見ることができればなということでは思いました。あと、もう少しやはり自分なりに裁判の内容をまとめる時間がもう少し欲しかったなということがあります。それから、さっき冒頭陳述で言い忘れたので一言付け加えますが、登場人物リストみたいなものが欲しかったですね。登場人物がとても多かったので、一覧できるような資料があると分かりやすかったかなと思います。

司会者

それでは4番の方お願いします。

4 番

私達の事件は証言以外現場の証拠というものが非常に乏しかったので、これは捜査機関になると思うんですが、血痕ですとか、なるべく現場が保持されてるときに多くの写真等を撮っていただいて、後から見返せるようにしていただくと、想像だけでなく、もっと推理じゃなくて事実がつかめるんじゃないかと思いました。

築検察官

ちょっと1点いいですか。

司会者

どうぞ。

築検察官

裁判員裁判の関係で現場の写真というのは捜査機関が全部収集したものが全部出ていないというものもあります。ただ、検察官の視点で絞ってしまうところについて注意をしなければいけないかなと思っておりまして、その点はきちんと分かるような形のものについて分かりやすく示していきたいと思っています。

司会者

よろしいですか。

4番

はい。

司会者

それでは5番の方お願いします。

5番

裁判員裁判を経験することができて、とてもその時間自体もすごく充実したいいものだったと思っています。結構ニュースだったりいろいろ見聞きするときに、裁判員が決めたというか、評決を出したことがひっくり返ってしまうということに対して、時間が無駄だったんじゃないかとかという話がよく出るとは思うんですけど、私はそういうプロの方達に逆にまだ守ってもらえているというか、そういうもとでできるこういう裁判員という経験もすごくいいものだと思う人間です。

司会者

それでは6番の方お願いします。

6番

私も裁判員裁判を経験できて、もう一度もし当たったらやりたいと思える経験ができました。やはり日数も長かったですし、間にお休みが何日か私の裁判はあったので、次に裁判所に来るときに裁判官の方が記憶喚起みたいな

ことをしてくださったのがすごく助かりました。数日ちょっと間が、空いてるだけでも、少し複雑な事件だとどう考えてたのかを忘れてしまうときがあるので、来てすぐに記憶喚起をしてくださったのがすごくありがたかったです。

司会者

記憶喚起というのは、話を少しするんですね。これまでの審理のことをね。

6 番

はい。

司会者

分かりました。それでは7番の方お願いします。

7 番

私も有意義な時間を過ごさせていただいたと思います。ただ、家に帰ったときに家族の者もですね、腫れ物にさわるといっていいことではないんですが、何か知らんふりをするんですけど、私は話していいと言われたことは話したいなという気持ちがあったので。まだまだ一般の方には、絶対全部話しては、何事も話してはいけないということと、あと殺人事件は恐ろしいとか、逆にまだ有罪無罪を決めるというレベルの観点で捉えられてる方も随分周囲に多いということが分かったので、やはりまだまだ自分も含めて周知されてないのだなと思いました。たまたま皆さんのお話を聞くと、私は日数的にも裁判の内容的にもスムーズなケースのほうだと思っんです。それでも1日和やかに皆さんと話して帰ったつもりでも、かなり疲れたというか、精神的にちょっとタフさが必要なのかなと思ったので、これが長い裁判員のお務めの方とかだとかなりの負担になると思われまますので、それはちょっと私の想像を超えていると思うんですが、その辺のケアもこれからずっと必要なのかなと思います。周囲で、もし裁判員になってしまったんだけどという方がいたら、よい経験ができると思うので是非参加するように、安易に棄権

しないようにという意見を述べたいと思っております。

司会者

8番の方をお願いします。

8番

今回参加してみて、裁判所の方々もこの制度をよくしていこうという気持ちを持たれてるのがすごく実感できて、正直それは一般の人からすると知り得ない、そういう活動をされてることは知り得ないことだったので、すごく驚きました。やっぱりこの制度をもっともっとよくしていくためには、もっともっと認知されることが重要だと思いますので、是非その辺はいろいろ活動していただけたらすごくいい制度になるのかなとは個人的には思いました。あと、もう1つ、量刑のときにグラフで見せていただいてというので、何かシステムからグラフが出てきてというので、それを物差しにして量刑のほうに取りかかったというところだったんですけども、非常に見づらいとか使い勝手の悪いところがありましたので、是非あそこは改善していただけたらいいのかなと思いました。どうしても我々経験がありませんので、そういう定量的な物差しがないと量刑ということを考えることすらできないので、すごくあれは重要な物差しだと思いますし、使い方を間違えると本当に判断を間違ってしまうものだと思いますので、ちょっとそういうところを少し思いました。

司会者

ちなみにどういうところが見づらかったですか。

8番

今回の犯行というのが強盗傷人で、累犯で、ちょっと精神的な部分もあったので情状酌量みたいなところを考慮するかというようなところもあって、複合的に量刑を考えなければいけないというような中で、ちょっとなかなか見れないですね。

司会者

適切なものがなかなか見つらなかったということですか。

8 番

ええ。どんぴしゃの罪であれば出るんだと思うんですけども。

司会者

分かりました。少し時間も超過しました。まだまだ皆様方からいろいろ意見を聞きたいところも私たくさんあるんですけど、時間が経過しましたので、これで意見交換会を終了させていただきたいと思います。裁判員経験者の皆様、本日は本当にいろんな感想、御意見をお話しいただきまして、どうもありがとうございます。本日の感想、御意見については、今後の裁判員制度の運営、審理のあり方に関する検討の参考にさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。それではこれで意見交換会を終了させていただきます。

以 上